

商業簿記における補助簿の検討

佐藤文雄

【目次】

- I 序
- II 現金出納帳の検討
- III 当座預金出納帳の検討
- IV 小口現金出納帳の検討
- V 仕入帳・売上帳の検討
- VI 受取手形記入帳・支払手形記入帳の検討
- VII 売掛金元帳・買掛金元帳の検討
- VIII 商品有高帳の検討
- IX 総勘定元帳と補助元帳とを結び付ける集計表の必要性
- X 総括

I 序

専修大学『商学論集』第81号は商学部開設40周年を記念する特別号であるが、そこに拙稿を掲載することは筆者にとっても喜ばしいことである。筆者の専修大学商学部会計学科における在職期間は2005年3月末日現在でただか14年間に過ぎず、商学部の歴史の半分にも満たない期間ではあるものの、30周年に引き続いて40周年を迎えられたことは嬉しい限りである。

商学部の40年の歴史における商業学科および会計学科の専門教育において、簿記教育は重要な柱であったと認識する。現行カリキュラムにおいては形式上、「簿記論I」を初めとする様々な簿記科目は選択必修科目とされているが、過去のカリキュラムを振り返ってみれば、30数年にわたり商

業・会計両学科において、簿記の基礎科目は必修科目とされてきた。現在の会計学科においても、学生の大半を占める高等学校普通科からの進学者、すなわち大学入学以前には簿記教育を受けた経験の無い大多数の学生にとっては、簿記の基礎科目は実質的には必修科目となっている。

筆者は2005年3月末日で、京都産業大学経営学部における6年間の在職期間を含めて、ちょうど大学教員生活を丸20年間送ったことになり、その間毎年、商業簿記の何かしらの科目を担当し続けてきた。本稿は、このような筆者の20年間の簿記教育経験を踏まえた論説である。具体的には、初級（初等）商業簿記で取り上げられる基本的な補助簿について、その様式や記入（記帳）方法・内容などを検討し、それらの改善を提言する論考である。

筆者は最近数年間、初級商業簿記で説明される補助簿に関して、言うならば素朴な疑問と呼ぶべきものを抱いている。その疑問とは言い方を変えれば、筆者が約30年前に一橋大学商学部に入學して初めて簿記論を学んでから現在まで、大学の簿記教科書でも商業高等学校の簿記教科書でも、初心者・入門者向けの簿記書における補助簿の例示や解説は、十年一日のごとく変わっていないのであるが、果たして、そこに何らかの改善すべき点はまったく無いのであろうか、という疑問である。

本稿では、初級の商業簿記で取り上げられる代表的な補助簿の伝統的ないし標準的な様式・形式を再考する。具体的には、高等学校商業科の「簿記」科目の文部科学省検定済教科書¹⁾、日本商工会議所主催の簿記検定試験3級商業簿記に関する代表的な受験参考書²⁾などにおいて例示されている補助簿を検討する。そうすると、そのような初等レベルの簿記教育に登場する補助簿においてすら、ともすれば、今まで簿記学界で見過ごされてきた問題点を発見することができる。

本稿では、まず次の10種類の基本的な補助簿のそれぞれについて所論を述べる。

- ① 現金出納帳
- ② 当座預金出納帳
- ③ 小口現金出納帳
- ④ 仕入帳・売上帳
- ⑤ 受取手形記入帳・支払手形記入帳
- ⑥ 売掛金元帳・買掛金元帳
- ⑦ 商品有高帳

以上の本稿で取り上げる補助簿は、商業簿記において商品売買取引等を記帳するために最低限必要とされる補助簿である。そして各種の補助簿の検討が終わった後で、総勘定元帳と補助元帳とを結び付ける集計表の必要性について論ずる。

なお、初級簿記書で取り扱われることのある「固定資産台帳」,「有価証券台帳」,「営業費内訳帳」などは本稿では割愛した。機会があれば、他日の別稿で論じてみたい。

II 現金出納帳の検討

通常の簿記教科書では、現金出納帳における繰越記入（開始記入と締切記入）の方法は次の通りである。

現金出納帳（通常の記帳）

平成○年	摘 要	収 入	支 出	残 高
4 / 1	前期繰越	90,000		90,000
〃	横浜商店から売掛金を回収	60,000		150,000
4 / 2	川崎商店に買掛金を支払		40,000	110,000
...
4 / 30	当月分の雑費の支払		20,000	100,000
〃	次月繰越		100,000	
	合計	900,000	900,000	
5 / 1	前月繰越	100,000		100,000

これに対して沼田嘉穂教授は『簿記教科書』で、次のような現金出納帳の繰越記入の仕方を示している³⁾。

現金出納帳（沼田教授の記帳）

平成〇年	摘 要	受 入	支 払	残 高
4 / 1	前期繰越			90,000
〃	横浜商店から売掛金を回収	60,000		150,000
4 / 2	川崎商店に買掛金を支払		40,000	110,000
...
4 / 30	当月分の雑費の支払		20,000	100,000
	合計	810,000	800,000	
	前月繰越高	90,000		
	本日手許有高		100,000	
	合計	900,000	900,000	
5 / 1	前月繰越			100,000

以上の沼田教授による繰越記入の方法の特徴は、1行目の開始記入において通常の記帳では「受入（収入）」欄と「残高」欄の2カ所に前月繰越高を記入するのに対して、開始記入は「残高」欄だけに記帳し「受入」欄には書かないところにある。このために末尾に近い1回目の合計計算において、「受入」欄の合計額が前月繰越高を含まない当月受入（収入）総額となる。また同様に、「支払（支出）」欄でも1回目の合計額として、次月繰越高を含まない当月支払（支出）総額が計算される。そして、前月繰越高は末尾に近い所で、次月繰越高と1行ずれるだけの接近した位置で記入され、繰越高の増減が把握しやすくなっている。

私見によれば、現金出納帳による収入・支出の管理のためには、一定期間の収入・支出の合計額（総額）が帳簿外でのみ記録計算されるより、現金出納帳の上で記録計算される方が便利である。また前月繰越高と次月繰越高が近接して記帳され、繰越高の増減変化が掴みやすい方が望ましい。したがって、前述の通常の記帳方法よりも沼田教授の記帳方法の方が、現金の財産管理のためには優れた記帳方法であると考えられる。

筆者は沼田教授の記帳方法をさらに一歩進めた次のような記帳方法を提案したい。

現金出納帳（私見にもとづく記帳）

平成〇年	摘 要	収 入	支 出	残 高
4 / 1	前期繰越			90,000
〃	横浜商店から売掛金を回収	60,000		150,000
4 / 2	川崎商店に買掛金を支払		40,000	110,000
...
4 / 30	当月分の雑費の支払		20,000	100,000
	当月収入合計および支出合計	810,000	800,000	
	当月収入超過額		10,000	
	合計	810,000	810,000	
	前月繰越高	90,000		
	次月繰越高		100,000	
	繰越高増加額	10,000		
	合計	100,000	100,000	
5 / 1	前月繰越			100,000

以上の筆者による記帳方法では、現金出納帳の上で次のような3種類の計算が記帳されることになる。

$$\begin{aligned}
 & \text{当期インフロー総額} - \text{当期アウトフロー総額} \\
 = & \text{当期フロー差額 (当期インフロー超過額または当期アウトフロー超過額)} \\
 & \dots\dots\dots \text{①} \\
 & \text{期末ストック有高} - \text{期首ストック有高} \\
 = & \text{当期ストック純増減額 (当期ストック純増加額または当期ストック純減少額)} \\
 & \dots\dots\dots \text{②} \\
 & \text{当期フロー差額} = \text{当期ストック純増減額} \dots\dots\dots \text{③}
 \end{aligned}$$

現金出納帳では当然、ストックは現金であり、インフローは（現金）収

入、アウトフローは（現金）支出である。また、当期フロー差額は当期現金収支差額（当期収入超過額または当期支出超過額）を意味し、当期ストック純増減額は、現金有高（繰越高）純増加額または純減少額を意味する。

これら3種類の計算を一般化して論じ、ストックを資本と考えるならば、①式は期間損益計算における損益法（収益費用比較法）の基礎をなす計算式である。また②式は財産法（資本比較法）の基礎となる。そして③式で損益法の計算結果（当期純損益）と財産法の計算結果との一致が確かめられる。

筆者の提案する記帳方法の特徴は、当期現金収支差額および現金有高純増減額を記入し、その一致を確認させることにある。現金出納帳において、通常の記帳方法でも沼田教授の記帳方法でも記帳されない、当期現金収支差額および現金有高純増減額を記録計算することは、現金の財産管理上も意義が有り、またストックとフローの基本的な計算上の関係を学習者に理解させるという点で簿記教育上も意義が有る、と筆者は考える。

ところで通常の記帳方法では、次のような計算が行われていると解される。

$$\begin{aligned} & \text{期首ストック有高} + \text{当期インフロー総額} \\ & = \text{当期アウトフロー総額} + \text{期末ストック有高} \cdots \cdots \cdots \text{④} \end{aligned}$$

通常の記帳方法では、左辺の計算が「収入」欄で、右辺の計算が「支出」欄で行われているわけである。

実は、この④式は現金出納帳に限定せずに一般化して考えれば、会計の基本等式として位置付けるべき重要な計算式である。④式は、ストックを資本と捉え、フローを営業活動による資本の増加・減少（収益・費用）と捉えれば、財産法の計算と損益法の計算を結び付けるものである。また、

④式は（決算整理後の）期末残高試算表の基礎をなす試算表等式を支える計算式と理解することもできる。その場合、期首ストック有高は期首資本（金）という1項目で表現され、期末ストック有高はすべての資産・負債の勘定の期末残高で表現される。そして当期インフロー総額はすべての収益勘定の期末残高で表現され、当期アウトフロー総額はすべての費用勘定の期末残高で表現されるのである。

また、三分法における売上原価の計算においても、この④式が基礎となる。その場合、売上原価は当然、商品というストックの当期アウトフロー総額を意味し、売上原価は④式を変形した式によって計算されるのである。

Ⅲ 当座預金出納帳の検討

当座預金出納帳に関しては、「借または貸」欄と「残高」欄の様式について改善の余地が有るとと思われる。当座預金出納帳の記帳に関して、初学者が犯しやすい誤りとして「借または貸」欄の記入の間違いがある。

当座預金出納帳（通常の様式）

平成○年	摘 要	預 入	引 出	借または貸	残 高
4 / 1	前期繰越	200,000		借	200,000
4 / 2	専修銀行へ現金預入	100,000		〃	300,000
4 / 3	横須賀商店から仕入、 小切手振出#001		50,000	〃	250,000

「借または貸」欄は、当座預金の残高が借方残高であるか貸方残高であるかを示す（区別する）欄である。したがって通常は当座預金の残高は借方残高であるから「借または貸」欄の記入は「借」となり、例外的に当座借越が生じている場合だけ当座預金の残高が貸方残高となるので「借または貸」欄の記入が「貸」となる。（言葉の上では、借越のときに貸方残高

が発生するので、「借」と「貸」のズレが生ずる。）

初学者が犯しやすい誤りというのは、「借または貸」欄の記入を、借方に相当する「預入」欄の記入と貸方に相当する「引出」欄の記入とを区別するための欄と誤解・錯覚することである。つまり、「預入」欄に記入した場合に「借または貸」欄で「借」と記入し、「引出」欄に記入した場合に「借または貸」欄で「貸」と記入する間違いである。

そこで、このような誤りを未然に防止するためには、当座預金出納帳の様式を次のように修正・改善することを提案したい。

当座預金出納帳（私見にもとづく様式）

平成○年	摘 要	預 入	引 出	残 高	
				借または貸	金 額
4/1	前期繰越	200,000		借	200,000
4/2	専修銀行へ現金預入	100,000		〃	300,000
4/3	横須賀商店から仕入、 小切手振出#001		50,000	〃	250,000

筆者が提案する様式の特徴は、「借または貸」欄を「残高」欄の中に組み込んでしまい、大きな「残高」欄の中の内訳として「借または貸」欄と「金額」欄を設けることにある。「残高」欄の様式としては、この形が本来、論理的である。なぜならば、勘定の残高は、借方残高か貸方残高かの区別、および残高の金額、という二つの要素によって決まるものだからである。また、この様式は前述したような記帳の誤りを未然に防止する教育的効果も持つ、と筆者は考える。

IV 小口現金出納帳の検討

小口現金出納帳の通常の様式は、次のようである。

小口現金出納帳（通常の様式）

収入	平成○年	摘要	支出	内 訳				残 高
				通信費	交通費	光熱費	雑 費	
50,000	4/1	前期繰越						50,000
	4/2	葉書・切手	10,000	10,000				40,000

このような様式に対して、一つの疑問が湧く。それは、通常の帳簿では左端に「日付」欄が設けられるのに、なぜ小口現金出納帳だけは、「金額」欄である「収入（受入）」欄が左端に置かれるのか、という疑問である。私見によれば、「収入」欄を左端に置くことに、少なくとも論理的必然性は無い、と考えられる。

「収入」欄が左端に来ることの唯一の論拠は、小口現金出納帳という補助記入帳の本質・特徴として、小口現金の「支出」の管理に重点が置かれていることである。他方、現金出納帳は少なくとも理論上、「収入」と「支出」の記帳がバランスする。それに対して、小口現金出納帳は別名、小口現金支払帳または小払資金記入帳とも呼ばれるように、小口現金の支払の記帳に日常的にはウェイトが置かれ、収入（受入）の記帳は1週間や1カ月ごとなどの定期的な資金補給のときにだけ行われるにすぎない。

現金出納帳では金額欄の配列として、「収入」と「支出」の記帳のバランスを反映して、「収入」欄と「支出」欄とが近接して並列することになる。一方、小口現金出納帳では、メインの金額欄はあくまでも「支出（支払）」欄と「内訳」欄である。そして重要度の低い「収入」欄は、「支出」欄よりウェイトが軽いことを配列上も明らかにするために、左端に飛び出すように置かれた、と理解されるのである。このように小口現金出納帳において「収入」欄には「支出」欄ほど重点が置かれていないことは、「支出」欄にだけ明細を記帳する「内訳」欄が設けられ、「収入」欄には「内訳」欄が付かないことから明らかである。「収入」欄には、記入の頻度（回数）と事由からいって、「内訳」欄は不要なのである。

しかし、考え直してみると、小口現金出納帳において、「収入」と「支出」の記帳のアンバランスというものは、現在標準的な「収入」欄を左端に設ける配列が唯一の形式、絶対の様式であることを正当化するだけの根拠たりえるのであろうか。私見によれば、収入と支出の記帳の不均衡は、現在の小口現金出納帳の様式に対する説得力のある合理的な論拠とは、なりえないと考えられる。したがって、次のような金額欄の配列も十分可能であると思われる。たとえば、武田隆二教授は、同様の様式の小口現金出納帳を例示されている⁴⁾。

小口現金出納帳（私見にもとづく様式）

平成〇年	摘 要	収 入	支 出	内 訳				残 高
				通信費	交通費	光熱費	雑 費	
4 / 1	前期繰越	50,000						50,000
4 2	葉書・切手		10,000	10,000				40,000

なお、小口現金出納帳と記帳の内容が類似している帳簿として特殊仕訳帳としての現金支払帳が有る。小口現金出納帳自体は通常は特殊仕訳帳として利用されることはない。しかし、考えてみれば、小口現金出納帳の「内訳」欄に並ぶ費用の諸勘定に対しては、実質的には小口現金の支払報告・補給のタイミングごとに普通仕訳帳で合計仕訳が行われ、その普通仕訳帳から合計転記が行われている。したがって、合計転記の元になっている帳簿という意味では、小口現金出納帳と現金支払帳とは非常に似通った機能を持っていると考えられる。

それでは、現金支払帳で小口現金出納帳と同様に「受入」欄が左端に飛び出す様式が一般的かといえば、そのようなことはないわけであって、「受入」欄は「残高」欄の左隣に設けられるのが通例であり、つまり右端から二番目の欄とされるのである。このように、現金支払帳の「受入」欄の位置と小口現金出納帳の「収入」欄の位置とで、統一性・一貫性が無いことから、現行の小口現金出納帳における「収入」欄を左端に置くとい

う位置には論理的必然性は無いのである。

V 仕入帳・売上帳の検討

仕入帳および売上帳の通常の様式は、次の通りである。

仕入帳または売上帳（通常の様式）

平成○年	摘 要	内 訳	金 額
4 / 1	鎌倉商店 掛け		500,000
	緑茶 10箱 @¥10,000	100,000	
	紅茶 20箱 @¥20,000	400,000	
4 / 2	平塚商店 小切手		270,000
	緑茶 5箱 @¥12,000	60,000	
	紅茶 10箱 @¥21,000	210,000	

仕入帳と売上帳には通常、値引・返品額を記帳する独立の金額欄、すなわち仕入や売上の取消や減額修正を記入する欄は設けられない。普通は、仕入や売上の発生額を記帳する「金額」欄に、値引き・返品については赤字記入を行う。したがって、仕入帳と売上帳には基本的には、増加額（発生額）を記帳する金額欄しか置かれず、減少額（取消額）を記帳する金額欄は省略される。つまり通常補助簿では複式記入が行われるのに対して、仕入帳と売上帳では複式記入は行われないのである。

また、「内訳」欄の位置が、仕入帳・売上帳では「金額」欄の左側に置かれている。これは、前述の小口現金出納帳において支出の「内訳」欄が「支出」欄の右側に置かれていたのとは異なっている。小口現金出納帳では「内訳」欄の性格上、多欄式の内訳の記載が必要であるために、「支出」欄の右側に「内訳」欄が来る。これに対して、仕入帳・売上帳では「内訳」欄を必ずしも多欄式にする必要は無く、また前述の例示のように、「内訳」欄に書く金額は、「摘要」欄に記載する単価とつながりのある金額（単価の倍数）であり、かつまた「金額」欄に記載する一取引の合計額に対し

て一取引の部分ごとの小計であるために、「摘要」欄と「金額」欄との間に（「金額」欄の左側に）「内訳」欄が来る、と考えられる。

以上は、従来の仕入帳と売上帳の分析であるが、ここで一つの改善案を提言したい。それは仕入帳・売上帳にも右端に「残高」欄を設けるべきである、ということである。この主張のポイントは、次の2点である。

- ① 仕入や売上の残高は、仕入・売上の発生累計額を表すが、発生累計額を「残高」欄で一覧（一見）して知ることは、経営管理上、便利である。
- ② 総勘定元帳の勘定口座は実務上は、通常、残高式であるので、仕入帳・売上帳に「残高」欄があれば、総勘定元帳の仕入勘定・売上勘定の残高と仕入帳・売上帳の残高とが照合でき、便利である。

したがって、次のような様式の仕入帳・売上帳の様式が望ましい。

仕入帳または売上帳（私見にもとづく様式）

平成○年	摘 要	内 訳	金 額	残 高
4 / 1	鎌倉商店 掛け			
	緑茶 10箱 @¥10,000	100,000		
	紅茶 20箱 @¥20,000	400,000	500,000	500,000
4 / 2	平塚商店 小切手			
	緑茶 5箱 @¥12,000	60,000		
	紅茶 10箱 @¥21,000	210,000	270,000	770,000

ここで考えてみたいことは、なぜ従来の簿記書では仕入帳・売上帳に残高欄が設けられてこなかったのであろうか、ということである。私見によれば、その理由は次の2点であると考えられる。

- A 三分法では、仕入勘定は費用勘定として、売上勘定は収益勘定として説明される。したがって、総勘定元帳の仕入勘定口座・売上勘定口

座でも、仕入帳・売上帳でも繰越記入（次期繰越・前期繰越）が行われないため、仕入帳・売上帳に「残高」欄が設けられなかった。

- B 通常の簿記書では、総勘定元帳の勘定口座の例示としてはTフォームの標準式が採用されるため、「残高」欄が無い。したがって、仕入帳・売上帳に「残高」欄を設け、総勘定元帳の仕入勘定・売上勘定の「残高」欄と照合する発想や必要が生じなかった。

しかし、上記の二つの理由は、前述の「残高」欄の設定を支持する私見の二つの論点により、意味を失うであろう。費用・収益の勘定には繰越記入が行われないというAの理由は、①で述べた期中において費用・収益の勘定残高を見て費用・収益の発生累計額を知る必要性を否定する根拠とはなり得ない。また、標準式の採用はあくまでも、簿記書、いいかえれば学校簿記（教育簿記）のレベルの問題であり、簿記実務では圧倒的に残高式が採用されている状況を考えれば、Bの理由も②で述べた論拠に駆逐されるのである。

VI 受取手形記入帳・支払手形記入帳の検討

受取手形記入帳と支払手形記入帳は、手形債権および手形債務の明細を管理するために記帳される補助簿である。これら2種類の手形記入帳によって、手形債権債務の発生から消滅までの経過を把握することができる。

受取手形記入帳の通常の様式では、次のような欄が設けられる。

平成〇年・摘要・金額・手形種類・手形番号・支払人・振出人または裏書人・振出日・満期日・支払場所・顛末（日付・摘要）

支払手形記入帳では、受取手形記入帳の「支払人」欄が「受取人」欄に、「振出人または裏書人」欄が「振出人」欄に変わるだけで、後は受取手形記入帳の様式と同じである。

注目すべきことは簿記書の手形記入帳の例示において、補助簿としての手形記入帳については締切の仕方が掲載されることが非常に少ないことである⁵⁾。そして、帳簿組織論の解説における特殊仕訳帳としての手形記入帳の例示において初めて、締切の仕方が示される場合が多い⁶⁾。

そして、問題なのは特殊仕訳帳としての手形記入帳の例示において、締切記入だけが示され、繰越記入（次期繰越・前期繰越の記入）の例示がどの簿記書でも触れられていないことである。

特殊仕訳帳としての手形記入帳の例示において、期末に未決済の受取手形・支払手形に関する「顛末」欄の未記入の問題は、残念ながら従来簿記書では無視されてしまっている。この問題について、既存の簿記書がこの問題から逃避するパターンとしては、次の3通りがある。

- ① 特殊仕訳帳としての手形記入帳の例示において、初めから金額欄までしか示さず、「顛末」欄を含めて手形の明細内容の記帳の存在自体に言及しない⁷⁾。
- ② 特殊仕訳帳としての手形記入帳の例示において、金額欄までしか示さないことは①と同様であるが、一応手形の明細の記帳の存在は示唆し、ただし例示は省略する⁸⁾。
- ③ 特殊仕訳帳としての手形記入帳の例示において、一応「顛末」欄の例示まで示すが、期末に未決済の手形について、何も説明せず、繰越記入を行わない⁹⁾。

それでは、手形記入帳は仕入帳・売上帳と同様に繰越記入が行われず、1会計期間ごとに完結する補助簿なのであろうか。なるほど、表面上は手形

記入帳には、仕入帳・売上帳と同様に「残高」欄が存在しないので、繰越記入が不要であるかのように思われがちであろう。

しかし、忘れてならないのは、期末現在でまだ決済されていない、生きている手形債権債務が存在する場合、手形記入帳において、そのような手形を記帳した行の「顛末」欄は通常の締切記入では未記入である、ということである。それでは、そのような手形が決済される次期に入ってから、遡って「顛末」欄に補充的に記入できるか。これについては、補充的に記帳できるという考え方と記帳できないという考え方が対立するようであり、見解の分かれるところである。

筆者は、前期末に一旦締め切った帳簿に当期に後から追加的に、前期末に未決済であった手形の顛末を記帳することは、望ましくないと考える。そこで、手形記入帳の記入方法に関する改善の提案として繰越記入を行うことを提唱したい。

そして繰越記入の実施という記帳方法の改善に加えて、手形記入帳の「顛末」欄を次のように多欄式に改善することを主張したい。

受取手形記入帳の「顛末」の改善（私見にもとづく様式）

取立委任		代金回収		裏書譲渡				貸方記帳		次期繰越手形	期中決済手形	期末未決済手形	
				割引手形		裏書手形							
日付	金額	日付	金額	日付	金額	日付	金額	日付	金額	金額	日付	金額	金額
	A		B		C		D		E	F		G	H

支払手形記入帳の「顛末」の改善（私見にもとづく様式）

借方記帳		次期繰越手形	
日付	金額	金額	金額
	I		J

受取手形の決済の過程は、通常は次の3通りである。

- ① 取引銀行における取立委任裏書→代金回収

- ② 取引銀行における手形割引→支払人による手形決済
- ③ 仕入先などに対する裏書譲渡→支払人による手形決済

したがって、筆者の提唱する受取手形記入帳における記帳方法は次のようになる。

- ・取立委任裏書 A 欄の記入
- ・手形代金回収 B・E・G 欄の記入
- ・手形割引 評価勘定または対照勘定に記帳せず直接受取手形勘定に記帳する場合
C・E 欄の記入
評価勘定または対照勘定に記帳する場合
C 欄の記入
- ・割引手形の決済 評価勘定または対照勘定に記帳せず直接受取手形勘定に記帳する場合
G 欄の記入
評価勘定または対照勘定に記帳する場合
E・G 欄の記入
- ・裏書譲渡 評価勘定または対照勘定に記帳せず直接受取手形勘定に記帳する場合
D・E 欄の記入
評価勘定または対照勘定に記帳する場合
D 欄の記入
- ・裏書手形の決済 評価勘定または対照勘定に記帳せず直接受取手形勘定に記帳する場合
G 欄の記入
評価勘定または対照勘定に記帳する場合

E・G 欄の記入

- ・ 期末現在で未決済の割引手形・裏書手形

評価勘定または対照勘定に記帳せず直接受取手形勘定
に記帳する場合

H 欄の記入

評価勘定または対照勘定に記帳する場合

F・H 欄の記入

- ・ 期末現在で手元に残っている受取手形

F・H 欄の記入

また、筆者の提唱する支払手形記入帳における記帳方法は次のようになる。

- ・ 手形代金支払 I 欄の記入

(支払手形の決済)

- ・ 期末現在で未決済(未払)の支払手形 J 欄の記入

(貸方残高として残っている支払手形)

そして、前述のように「顛末」欄を多欄式に改善した部分を含めた、私見にもとづく受取手形記入帳全体の例示および支払手形記入帳の例示は、次の通りである。

受取手形記入帳（私見にもとづく様式）

日付	摘 要	借方記帳	・略・	貸方記帳		次期繰越手形	期中決済手形	期末未決済手形
		金 額		日付	金 額	金 額	金 額	金 額
4 1	前期繰越	100,000		4 9	100,000		100,000	
〃	〃	200,000		5 1	200,000		200,000	
4 20	売上	150,000		5 30	150,000		150,000	
・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・		・ ・	・ ・ ・		・ ・ ・	
3 1	売掛金	300,000		3 30	300,000			300,000
3 15	売上	250,000				250,000		250,000
3 30	売掛金	350,000				350,000		350,000
3 31	合計	9,000,000		3 31	8,400,000	600,000	8,100,000	900,000

支払手形記入帳（私見にもとづく様式）

日付	摘 要	貸方記帳	・略・	借方記帳		次期繰越手形
		金 額		日付	金 額	金 額
4 1	前期繰越	200,000		4 15	200,000	
〃	〃	400,000		4 30	400,000	
4 15	仕入	300,000		5 10	300,000	
・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・		・ ・	・ ・ ・	
3 5	買掛金	500,000				500,000
3 25	仕入	450,000				450,000
3 31	合計	8,000,000		3 31	7,050,000	950,000

上述の受取手形記入帳の例示で省略した欄は「手形種類・手形番号・支払人・振出人または裏書人・振出日・満期日・支払場所・取立委任・代金回収・裏書譲渡（割引手形・裏書手形）・期中決済手形の日付」であり、支払手形記入帳の例示で省略した欄は「手形種類・手形番号・受取人・振出人・振出日・満期日・支払場所」である。以上のような筆者が提案する手形記入帳の「顛末」欄を多欄式に改善することによって生まれる利点・長所をまとめれば、次のようである。

- ① 手形記入帳で繰越記入を行うことによって、総勘定元帳の受取手形

勘定口座または支払手形勘定口座の繰越記入と照合が可能となる。特に「次期繰越手形」欄の合計額を記録計算することによって、総勘定元帳の受取手形勘定口座または支払手形勘定口座の次期繰越額との照合が便利である。

- ② 手形記入帳の従来から有る左側の金額欄を明瞭に「借方記帳」欄または「貸方記帳」欄とし、右側に「貸方記帳」欄または「借方記帳」欄を新たに設けることによって、総勘定元帳の受取手形勘定口座または支払手形勘定口座の借方記入と貸方記入の両者との照合が可能となる。
- ③ 手形記入帳の従来の「顛末」欄を多欄式に改善することによって、特に受取手形の最終的な回収・決済に至るまでの途中の取立委任裏書・手形割引・裏書譲渡の経過を明瞭に受取手形記入帳において記録できるようになる。また、一定期間ごとの締切記入によって計算される多欄式の各欄の合計額の数値が財産管理上、有意義である。

従来の手形記入帳のように前期繰越記入を行わないと、受取手形記入帳の金額欄の合計と総勘定元帳の受取手形勘定口座の借方合計とは一致せず、また支払手形記入帳の金額欄の合計と総勘定元帳の支払手形勘定口座の貸方合計とは一致しなかった。しかし①で述べたように繰越記入を行うことによって、それらの金額が一致し、照合関係が成立するのである。

例示のように、手形記入帳の開始記入は、通常の補助簿の開始記入と異なり、必ず1行だけの記入となるとは限らず、当期首（前期末）現在で未決済の手形の数だけの行数となる。要するに、未決済の手形については、前期に手形記入帳に記載した内容を開始記入において、再記するわけである。そして、このような開始記入を行うことによって、前述のような照合関係が生まれるのである。

また②で述べたように、受取手形記入帳に新たに「貸方記帳」欄を設け

ることによって、その欄と総勘定元帳の受取手形勘定口座の貸方欄とに照合関係が生まれ、支払手形記入帳に新たに「借方記帳」欄を設けることによって、その欄と総勘定元帳の支払手形勘定口座の借方欄とに照合関係が生ずる。このようにして、手形記入帳でも現金出納帳や当座預金出納帳などと同様に、複式記入が行われ、貸借両方で総勘定元帳の勘定口座との照合関係が成立することは、実務上も教育上も、意義および効果の有ることであろう。

なお、受取手形記入帳の様式と主要簿における受取手形の処理方法との関係に注意しておこう。初級簿記のように、手形の裏書譲渡や割引において評価勘定や対照勘定を用いない処理方法の場合は、前述の例示のように、「貸方記帳」欄と「期中決済手形」欄とを区別し、また「次期繰越手形」欄と「期末未決済手形」欄とを区別しなければならない。なぜならば、期中に手形の裏書譲渡や割引を行ったが、期末現在で支払人（約束手形の振出人、為替手形の名宛人・引受人）による支払が行われていない場合には、次のようになるからである。

- ・期中における手形の割引または裏書譲渡のとき、「貸方記帳」欄には記入されるが、「期中決済手形」欄には記入されない。
- ・期末に、「期末未決済手形」欄には記入されるが、「次期繰越手形」欄には記入されない。

要するに、このような場合は前述のように、「貸方記帳」欄と「期末未決済手形」欄に記帳され、「次期繰越手形」欄と「期中決済手形」欄には記帳されない。

そして、中級簿記以上のように、手形の裏書譲渡や割引において評価勘定や対照勘定を用いる処理方法の場合は、「貸方記帳」欄と「期中決済手形」欄との記帳のタイミング、また「次期繰越手形」欄と「期末未決済手

形」欄との記帳のタイミングは一致するので、それらを区別する必要性は無くなる。したがって、「貸方記帳」欄と「次期繰越手形」欄だけが必要となる。よって、前述のように、裏書譲渡や割引は行われたが最終的な決済はまだ行われていない受取手形や、決済に向かって何の手続も取られていない受取手形や、取立委任裏書だけが済んでいるが未回収の受取手形も、「貸方記帳」欄または「期中決済手形」欄には記帳されず、「次期繰越手形」欄または「期末未決済手形」欄に記帳される。

この本稿の「Ⅵ 受取手形記入帳・支払手形記入帳の検討」を締めくくりにあたって、従来の通常の様式の手形記入帳について考察してみたい。通説として手形記入帳を補助記入帳とみなす根拠は、受取手形・支払手形という手形債権債務の発生取引という特定の取引を発生順に記録する、ということにあると思われる。確かにその通りではあるが、手形債権債務の発生後の、回収・裏書譲渡・割引あるいは支払というような取引については、債権債務発生取引を記帳した行とは別の行に発生順に記録するわけではない。したがって、少なくとも現行の手形記入帳の記帳の仕方は、手形取引全体を発生順に記録する形では決していないのである。

つまり手形記入帳は非常に特殊な補助記入帳である、と言わざるを得ない。通常の補助記入帳は、総勘定元帳の或る一つの勘定の借方・貸方両方と金額の照合・連絡の関係が存在する。現金出納帳・当座預金出納帳・仕入帳・売上帳などは、その例である。なるほど、仕入帳には仕入勘定の貸方金額欄に対応する金額欄は無く、売上帳には売上勘定の借方金額欄に対応する金額欄は無いが、売上帳・仕入帳には値引・返品取引もすべて金額が赤字記入されるので照合は可能である。しかし、手形記入帳には受取手形の回収額や支払手形の支払額を記入する場所はどこにも設けられていないため、受取手形記入帳と受取手形勘定の貸方金額欄とを、そして支払手形記入帳と支払手形勘定の借方金額欄とを照合することはできない。確かに「顛末」欄によって、回収や支払の事実を把握することは可能である

が、それは回収額や支払額の金額の記帳ではない。

このように考えてみると、手形記入帳は通説の通り、補助記入帳の性質しか持たない補助簿であるのだろうか、という疑問が沸き上がってくる。このような問題意識から発想すると、手形記入帳では手形1枚ごとの1行の記帳が独立していると考えるべきではなからうか。この1行の記帳によって、1枚の手形の当店にとっての動き・流れ、すなわち1個の手形債権債務の発生から消滅までが記録される。手形記入帳の右端にある「顛末」欄に記帳されたときに、その1枚の手形に関する取引は完了する。

このような考えを押し進めて延長してゆくと、手形記入帳の1行1行を一つの独立した勘定口座と認識すべきである、という考え方が生まれる。そうなると、手形記入帳の性質には補助記入帳の性質だけではなく、補助元帳の性格をも兼ね備えているとみる方が妥当である、という結論が導き出されてくるのである。つまり、手形記入帳は、総勘定元帳の受取手形勘定と支払手形勘定を、1枚1枚の手形、1個1個の手形債権債務に分解して、その明細を記帳して管理するための補助元帳でもある、という捉え方である。

Ⅶ 売掛金元帳・買掛金元帳の検討

売掛金元帳（得意先元帳）と買掛金元帳（仕入先元帳）の通常の様式は次の通りである。

売掛金元帳（通常の様式、買掛金元帳も様式は同じなので例示は省略）

小田原商店

平成○年	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借または貸	残 高
4 / 1	前期繰越	✓	200,000		借	200,000
4 / 2	売上	1	100,000		々	300,000

売掛金元帳と買掛金元帳の様式に関する疑問として、「借または貸」欄

は本当に必要か、ということがある。この疑問は、売掛金元帳では右端の欄を「借方残高」欄とし、買掛金元帳では右端を「貸方残高」欄としてもかまわないのではないか、という提案に発展してゆく。

当座預金出納帳の場合は、当座借越が発生したときは、当座預金残高が通常の借方残高とは反対に貸方残高となる。したがって、「残高」欄の左隣に「借または貸」欄が必要となる。しかし、売掛金元帳・買掛金元帳の場合は、残高がゼロとなることはあっても、残高が反対側になることは通常はありえない。したがって、「借または貸」欄は廃止して、最初から「借方残高」欄または「貸方残高」欄を設定する方が、わかりやすく、記帳の手間も省けるので、望ましいと思われる。

売掛金元帳（私見にもとづく様式、買掛金元帳では右端が「貸方残高」）

小田原商店

平成○年	摘 要	仕 丁	借 方	貸 方	借方残高
4 / 1	前期繰越	✓	200,000		200,000
4 / 2	売上	1	100,000		300,000

もし仮に、同一の取引相手が仕入先とも得意先ともなることがあったとしても、その場合に、その取引先に対する営業債権債務を、売掛金元帳か買掛金元帳のどちらか一方にだけ記帳することは望ましくない。したがって、このような場合は売掛金元帳・買掛金元帳とは別種の第三の営業債権債務の補助元帳を設けるべきであろう。

VIII 商品有高帳の検討

商品有高帳の様式や記帳内容に関しては、本稿で取り立てて議論する必要は無い。ただし、次の3点は論議すべき問題点であると思われる。

- ① 商品有高帳の勘定口座を説明するのに、「品名勘定」または「物名

勘定」という概念・用語を用いることができるのではないか。

- ② 商品有高帳の記帳担当者は倉庫係ではなく、会計係と考えるべきではないか。
- ③ 補助元帳としての商品有高帳と総勘定元帳とを照合するための集計表が必要ではないか。

①は、同じ補助元帳である売掛金元帳・買掛金元帳の勘定口座を「人名勘定（口座）」と説明する発想を、商品有高帳の勘定口座にも応用したものである。売掛金元帳・買掛金元帳では、総勘定元帳の売掛金勘定・買掛金勘定を掛取引の相手方である得意先・仕入先の商人（したがって人名）ごとに分解して、勘定口座を設定する。実態に即して表現するならば、「人名勘定」よりむしろ「店名勘定」や「社名勘定」（あるいは「企業名勘定」、「会社名勘定」という用語の方がふさわしいのかもしれない。それに対して商品有高帳では、商品という資産を品目ごとに分解して、勘定口座を設ける。したがって、「人名勘定」にたとえるならば、「品名（物名）勘定」（あるいは「商品名勘定」と呼ぶことができると考えられる。

②については、多くの簿記書では商品有高帳の記帳担当者を倉庫係と説明しているが、実務に即して考えてみれば、会計係を記帳担当者とするべきであろう。なぜならば、倉庫係に簿記会計の知識まで求めるのは、実務にそぐわないと思われるからである。倉庫係に第一に求められることは、商品という物品・現物の管理・保管に習熟していることである。そのような現場管理者である倉庫係に、先入先出法を初めとするさまざまな会計処理方法の専門知識を要求するのは困難であると思われる。したがって倉庫係には、商品有高帳に含まれる「単価」欄と「金額」欄が付いていない、純然たる数量だけの入庫（受入）・出庫（払出）・在庫の記録をする、いわば「商品在庫（入出庫）記入帳」の記帳を担当させるべきであると考えられる。そして、この数量記録を元に、後で会計係が商品有高帳を付けるとい

う手続の方が現実には即しているであろう。

なお③については、次節で後述する。

IX 総勘定元帳と補助元帳とを結び付ける集計表の必要性

ここで、総勘定元帳の統制勘定と補助元帳との関係を考えてみたい。どの簿記書でも、売掛金元帳・買掛金元帳を解説するところでは、総勘定元帳の売掛金勘定・買掛金勘定が補助元帳の「統制勘定」であることが説明される。ところが、総勘定元帳の統制勘定口座に記入される金額と補助元帳の金額との照合が具体的にどのように行われるかまで、きちんと例示して説明している文献は非常に少ない¹⁰⁾。したがって、次のような集計表（または明細表）を示して具体的に説明することが、簿記教育上望ましいと考えられる。

売掛金集計表（買掛金集計表では左端と右端の見出しが変わる）

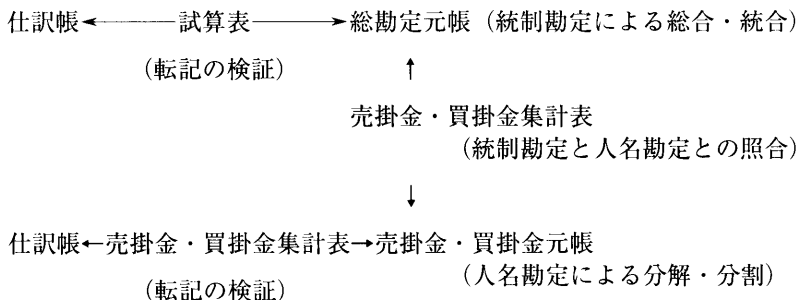
平成〇年〇月〇日

得意先	借方	貸方	借方残高
A 商店	××	××	××
B 商店	××	××	××
・・・	・・・	・・・	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・
Y 商店	××	××	××
Z 商店	××	××	××
合計	I	II	III

このような集計表を作成すれば、末尾の I II III の合計金額は当然、総勘定元帳の売掛金勘定口座または買掛金勘定口座の合計金額と一致する。この集計表と売掛金勘定または買掛金勘定とを照合することによって、統制勘定の意義が初めて具体的に理解されるのである。

また、このような集計表は仕訳帳から補助元帳に対する個別転記の正確性を確認検証する手段ともなる。仕訳帳から総勘定元帳への転記の正確性

を確かめる手段として試算表が作成されるのと同様に、この集計表も一種の試算表の機能を果たしているのである。これらの関係を図解すれば、以下の通りである。



前述の例では、集計表に「借方」欄と「貸方」欄を設けたが、それは合計試算表と同じ発想である。したがって、最も簡素な集計表を作るならば、残高試算表と同じ考え方で、金額欄は「残高」欄だけの表を作ってもよいであろう。

そして、集計表を作成する頻度が掛取引の状況に応じて決定されるべきであることも、試算表の作成頻度の決定と同様である。5日間、1週間、1旬(10日間)、1カ月など、その企業(商店)の状況に応じて作成期間が決まってくる。

商業簿記で前提とする三分法では、売掛金元帳・買掛金元帳と異なり、商品有高帳にとっての統制勘定が明確ではない。逆に言えば、分記法や売上原価対立法を商品売買取引の処理法として採用しているならば、商品有高帳の統制勘定として、はっきりと商品勘定が存在する。他方三分法では、商品勘定が存在しないため、商品有高帳の統制勘定が不明確となるのである。

しかし、商品有高帳も補助元帳であるからには、期中の一定期間ごと

に、そして期末決算時に、前述の売掛金・買掛金集計表と同様に、次のような商品集計表を作成すべきである。少なくとも、期末には必ず、三分法においても商品集計表を作成し、その合計額と総勘定元帳の繰越商品勘定口座における次期繰越額（期末商品棚卸高）とを照合すべきである。

商品集計表
平成〇年〇月〇日

品名	受入	払出	残高		
	金額	金額	数量	単価	金額
A商品	××	××	××	××	××
B商品	××	××	××	××	××
...
...
Y商品	××	××	××	××	××
Z商品	××	××	××	××	××
合計	I	II	××		III

期末に作成する商品集計表におけるⅠとⅡの金額は、厳密に考えると二つの可能性がある。それは、商品有高帳で仕入値引・戻しを「払出」欄に黒字記入するか、「受入」欄に赤字記入するかの違い、そして売上戻りを「受入」欄に黒字記入するか、「払出」欄に赤字記入するかの違いによって、二通りの可能性が生ずるということである。最近の簿記書では、黒字記入の説明が原則のようである¹¹⁾。

黒字記入の場合は、Ⅰの金額は当期商品総仕入高プラス（原価による）当期商品売上戻り（返品）高を表わし、Ⅱの金額は売上原価プラス当期商品仕入値引・戻し（返品）高を表す。赤字記入の場合は、Ⅰの金額は当期商品純仕入高を表し、Ⅱの金額は売上原価を表す。また、商品有高帳における黒字・赤字の記入の仕方にかかわらず、そして商品集計表の作成時期にかかわらず、Ⅰの金額は仕入帳の記録内容と照合することができる。

以上述べたような売掛金・買掛金・商品の各集計表の作成は、これらの

資産・負債の財産管理，すなわち営業債権・債務および商品の管理において必要である。特に商品集計表は，簿記書において例示が見当たらないものではあるが，三分法において期中のある時点で企業が保有する商品全体の有高（棚卸高・在庫金額）を知るために必要不可欠なものである。三分法では，総勘定元帳において商品全体の有高を把握できるのは，期首と期末だけであり，そのとき繰越商品勘定の前期繰越額・次期繰越額として商品全体の有高を知ることができる。逆に言えば，三分法の場合，期中のある時点で，商品全体の有高を知る手段は商品集計表以外には無いのである。

X 総括

本稿で検討した，初級（初等）商業簿記における基本的な補助簿の様式や記帳方法などの具体的な改善の提案を整理して要約すれば，次のようである。

- 補助簿における金額欄等の追加・配列修正
 - ・仕入帳・売上帳における「残高」欄の追加
 - ・手形記入帳において「顛末」を改善し多欄式の数額欄を追加すること
 - ・小口現金出納帳における「収入」欄の配列修正
- 補助簿における「借または貸」欄および「残高」欄の修正
 - ・当座預金出納帳において「借または貸」欄を「残高」欄の内訳として組み込むこと
 - ・売掛金元帳・買掛金元帳において「借または貸」欄と「残高」欄とを一体化させて「借方残高」欄または「貸方残高」欄を設けること
- 補助簿の開始記入・締切記入の改善
 - ・現金出納帳において「当期収入総額」・「当期支出総額」・「当期収支

- ・「差額」・「当期現金有高純増減額」を記録計算すること
- ・手形記入帳において、繰越記入（締切記入と開始記入）を行うこと
- 補助元帳と総勘定元帳とを結び付ける集計表（明細表）の作成
 - ・商品集計表
 - ・売掛金集計表
 - ・買掛金集計表
- 商品有高帳の勘定口座について、「物名（品名）勘定」という概念・用語の導入

これらの改善の提案のうち、仕入帳・売上帳における「残高」欄の追加、手形記入帳における多欄式の金額欄の追加や繰越記入の実施、補助元帳と総勘定元帳とを結び付ける集計表（明細表）の作成には、補助元帳や補助記入帳と実務で支配的な残高式の総勘定元帳との照合・連絡の関係を充実させようという共通点がある。これらは、簿記実務においても簿記教育においても、それなりの意義および効果の有ることであると考えられる。

なお、現金出納帳の記帳方法の提案は、当座預金出納帳にも通用する論理ではあるが、本稿の「Ⅲ 当座預金出納帳の検討」における所論や例示では、その点については省略した。また同様に、現金出納帳の記帳方法の提案は、手形記入帳や、補助元帳である商品有高帳・売掛金元帳・買掛金元帳にも適用できるものではあるが、例示が煩雑になるので省略した。

本稿における筆者による補助簿の改善に関する提案に、これから将来の専修大学商学部、あるいは学部を問わず専修大学全体における簿記教育に少しでも資するところがあるとすれば、筆者の喜びであり、商学部の節目を祝う本記念号に拙稿を寄せることに意義が生まれると考える次第である。

【注】

- 1) 平成15年度から開始された新教育課程において、高等学校商業科用の「簿記」科目の文部科学省検定教科書の最新版は次の3点である。
 1. 新井清光・加古宣士その他共著『高校簿記』実教出版、平成16年。
 2. 新井益太郎・稲垣富士男その他共著『新簿記』実教出版、平成16年。
 3. 醍醐聡その他共著『簿記』一橋出版、平成16年。
- 2) 以下で個別には引用していないが、次の2点を参照した。
 1. 加古宣士・渡部裕亘編著『新検定簿記講義3級商業簿記』平成17年版、中央経済社。
 2. 加古宣士・穂山幹夫監修『段階式日商簿記3級商業簿記』平成17年受験用、税務経理協会。
- 3) 沼田嘉穂著『簿記教科書』五訂新版、同文館出版、平成4年、11頁。なお、金額は筆者が例示を統一するために修正し、例示の途中は省略した。
- 4) 武田隆二著『簿記Ⅰ〈簿記の基礎〉』カラー版、第4版、平成16年、265頁。
武田隆二著『簿記一般教程』第6版、平成16年、116頁。
- 5) 商業高校の教科書では、次の1点だけが手形記入帳の金額欄で合計を出し締め記入を行っているが、繰越記入は行っていない。
新井・加古その他、前掲書、116頁。
- 6) 加古宣士・渡部裕亘編著『新検定簿記講義2級商業簿記』平成17年版、中央経済社。
渡部裕亘・片山覚監修『段階式日商簿記2級商業簿記』平成17年受験用、税務経理協会。
- 7) 渡部裕亘・片山覚監修『段階式日商簿記2級商業簿記』平成17年受験用、税務経理協会、202頁など。
- 8) 大藪俊哉著『簿記の計算と理論』税務研究出版局、平成7年、299頁。
- 9) 加古宣士・渡部裕亘編著『新検定簿記講義2級商業簿記』平成17年版、中央経済社、199頁など。
- 10) 商業高校の教科書では、次の1点だけが「売掛金明細表」と「買掛金明細表」を例示しており、その点では評価できる。新井・加古その他、前掲書、82、84頁。
なお、日商簿記検定試験3級商業簿記では時折、第3問でこれらの明細表の作成問題が出題されることがある。
- 11) 中村忠著『現代簿記』第3版、白桃書房、平成17年、61頁。
新井・加古その他、前掲書、76頁。
新井・稲垣その他、前掲書、95、97頁。

醍醐その他, 前掲書, 87, 88頁。

【参考文献】

・大学教科書

1. 大藪俊哉著『簿記の計算と理論』税務研究出版局, 平成7年。
2. 武田隆二著『簿記I 〈簿記の基礎〉』カラー版, 第4版, 平成16年。
3. 武田隆二著『簿記一般教程』第6版, 平成16年。
4. 中村忠著『現代簿記』第3版, 白桃書房, 平成17年。
5. 沼田嘉穂著『簿記教科書』五訂新版, 同文館出版, 平成4年。

・商業高校教科書

1. 新井清光・加古宣士その他共著『高校簿記』実教出版, 平成16年。
2. 新井益太郎・稲垣富士男その他共著『新簿記』実教出版, 平成16年。
3. 醍醐聡その他共著『簿記』一橋出版, 平成16年。

・日本商工会議所主催・簿記検定試験・受験参考書

1. 加古宣士・渡部裕亘編著『新検定簿記講義3級商業簿記』平成17年版, 中央経済社。
2. 加古宣士・穂山幹夫監修『段階式日商簿記3級商業簿記』平成17年受験用, 税務経理協会。
3. 加古宣士・渡部裕亘編著『新検定簿記講義2級商業簿記』平成17年版, 中央経済社。
4. 渡部裕亘・片山覚監修『段階式日商簿記2級商業簿記』平成17年受験用, 税務経理協会。